



近畿地方整備局	配布日時	平成30年11月16日 14時00分
資料配布		

件名	利用者目線での道路管理の充実に向けて ～道路協力団体（第3回指定）の募集を開始～
----	---

概要	<p>○ 平成28年4月に創設されました道路協力団体制度の第3回の募集を開始致します。</p> <p>○ 道路協力団体制度は、民間団体等との連携による道路管理の一層の充実を図るため、平成28年4月の道路法改正により創設されました</p> <p>○ 道路協力団体制度は、道路空間を利活用する民間団体と道路管理者が連携して道路の管理の一層の充実を図ることを目的とした制度で団体が<u>道路の魅力向上のための活動で得た収益により道路管理活動を併せて充実させることも可能です。</u></p> <p>※制度の概要については別添のリーフレットをご覧ください。</p> <p>○ 公募は、近畿地方整備局管内の国道事務所ごとに実施します。対象となる区間、事前相談期間、申請受付期間等の情報は別紙に記載の各事務所ホームページでご確認ください。</p>
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課 課長 吉津 宏夫 課長補佐 小丸 博司 電話 06-6941-2500 FAX 06-6949-0867
------	---

第3回 近畿地方整備局管内 道路協力団体の募集について

道路協力団体として活動いただける団体の募集を開始します。
 事前相談・申請受付は、各国道事務所等で行っています。
 詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

事前相談期間：平成30年11月19日～11月30日

申請受付期間：平成30年12月3日～12月14日

道路協力団体の募集を行う事務所一覧

事務所	ホームページURL	問い合わせ先
滋賀国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/scripts/cms/s_higa/infoset1/data/pdf/info_1/20181115_02.pdf	計画課 (077) 523-1741
福知山河川国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/road/kyouryoku/kyouryoku.html	計画課 (0773) 22-5104
京都国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/kyoto/contents/kyoryoku/h30_index.html	管理第一課 (075) 351-3300
大阪国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/osaka/kanri/kyoryoku/index2018.html	地域調整課 (06) 6932-1421
豊岡河川国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/topics/oshirase181116.html	計画課 (0796) 22-3126
姫路河川国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/topic/2018/recruit/douro_kyoryoku.html	道路管理第二課 (079)282-8211
兵庫国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/kyouryoku/pdf/index.pdf	計画課 (078) 334-1600
奈良国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/nara/2006jigyou/pdf/kyoryoku/20181116_1.pdf	管理第二課 (0742) 33-1391
和歌山河川国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/kyoryokudantai/kyoryokudantai_h30.html	道路管理第二課 (073) 424-2471
紀南河川国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/zimusho/road_kyoryoku.html	工務第二課 (0739)-22-4564
福井河川国道事務所	http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/douro/kyoryoku_bosyu/index.html	計画課 (0776) 35-2661

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 24）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

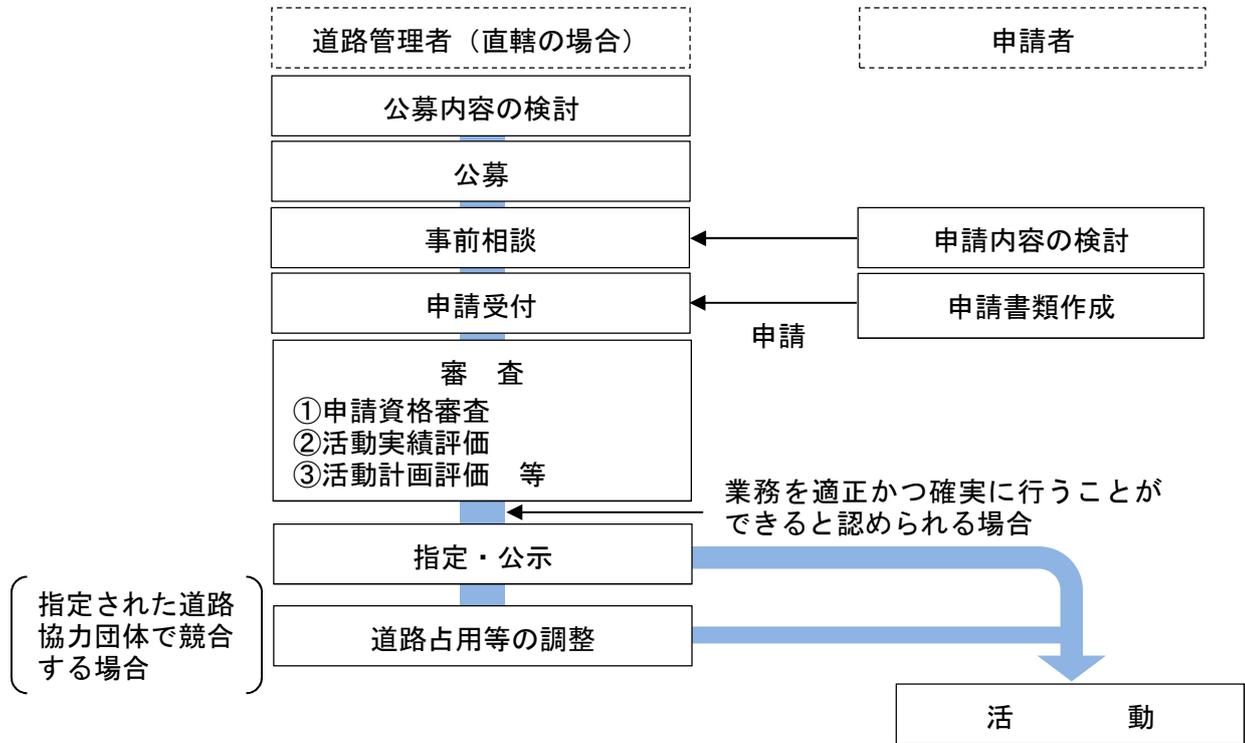
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



問合せ先
 近畿地方整備局 道路部 道路管理課 ☎06-6942-1141(代表)
http://www.kkr.mlit.go.jp/road/maintenance/dantai/road_dantai.html